

八幡市下水道事業経営戦略

計画期間

令和7年度 ～ 令和16年度



令和7年3月

八幡市上下水道部

目 次

第 1 章 経営戦略策定について	1
1. 経営戦略策定の趣旨	1
2. 経営戦略の計画期間	1
3. 経営戦略の位置づけ	2
第 2 章 下水道事業の現状	3
1. 下水道事業の概要	3
(1) 公共下水道事業の現況	3
(2) 八幡市公共下水道計画概要（污水）と現況	4
(3) 八幡市公共下水道計画概要（雨水）	6
2. 下水道施設	8
(1) 下水道施設（污水）の状況	8
(2) 下水道施設（雨水）の状況	9
3. 組織	10
4. 下水道使用料・財政	11
(1) 下水道使用料	11
(2) 流域下水道等負担金について（污水）	12
(3) 企業債について	14
(4) 有収水量と使用料収益の推移について	15
(5) 一般会計繰入金について	16
(6) 収益と費用の状況について	17
5. 経営比較分析表による現状分析と振り返り	18
(1) 経営の健全性・効率性	18
(2) 老朽化の状況	22
(3) 前回の経営戦略策定時（令和 3 年 3 月、指標最新値は平成 30 年度）以降の振り返り	23
第 3 章 重点取組と効率化・経営健全化の取組	24
1. 課題と重点取組	24
(1) 持続可能な下水道事業のための施設の改築・耐震化	24
(2) サービスの安定供給のための人材確保や広域連携等	24
(3) 健全な財政運営の維持に向けた経費回収率の向上	25
2. 効率化・経営健全化等の取組	26

第4章 投資・財政計画（収支計画）	27
1. 投資・財政計画の策定にあたって	27
（1）投資について	27
（2）財源について	28
（3）投資以外の経費について	29
2. 投資・財政計画	30
（1）収支計画表（収益的収支・税抜）	30
（2）収支計画表（資本的収支・税込）	32
第5章 経営戦略の事後検証・見直し	34
1. 事後検証指標	34
2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	35
3. 経営戦略の進捗管理や見直し（PDCAサイクル）	36
【用語集】	37

第1章 経営戦略策定について

1. 経営戦略策定の趣旨

八幡市の下水道事業は、昭和40年、浸水被害の解消を目的として、都市下水路の整備に着手したことに始まります。昭和46年には、市西部の丘陵地において、当時の住宅都市整備公団による「男山団地」の造成とともに污水管・雨水管の整備が行われました。

既成市街地では、昭和50年、本市と京田辺市の汚水処理するため、京都府により木津川左岸流域下水道の着工が行われ、本市も昭和51年、流域関連公共下水道の整備に着手しました。その後、木津川右岸流域下水道が統合されて木津川流域下水道となり、昭和61年3月末、洛南浄化センターの運転が開始されたことに併せ、本市も流域関連公共下水道の供用開始を行いました。主だった集落を形成している地域の下水道整備を平成17年度に完了し、引き続き、周辺地域の点在家屋や工場への整備を進めています。

平成26年度には、多発する局地的豪雨等による浸水被害を軽減するため、八幡市公共下水道事業雨水排水計画を策定し、雨水地下貯留施設整備や排水路改修等を進めています。

整備を進めてきた下水道施設は、今後、老朽化が進み、改築・更新の必要性が一層高まります。また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、能登地方を中心に、上下水道を含むインフラ施設に甚大な被害が生じ、住民生活に大きな影響を及ぼしました。今後想定されている南海トラフ地震等に備え、被害の縮減に向けた耐震化の取組の重要性も増しています。

本市の下水道人口普及率や水洗化率は高い水準となっています。他方、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及により、水需要が減少し、下水道使用料収益は減少傾向にあります。

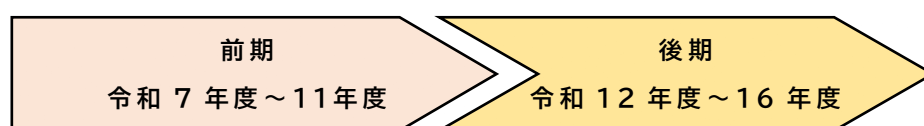
管渠^{かんきょ}の老朽化対策や耐震化、浸水対策等を引き続き実施する必要がある中、それらの経費や、流域下水道管理運営費用等の財源の確保が課題です。こうした状況の中、より一層の経営基盤強化を図るため、令和3年3月に中長期的な経営の基本計画としての「下水道事業経営戦略」を策定しました。

本計画は、前回の経営戦略の策定から4年が経過し、経営環境も徐々に変化していく中で、安定した公共サービスを持続的に提供し、下水道を将来にわたり維持していくため、「下水道事業経営戦略」を改定するものです。

2. 経営戦略の計画期間

令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)まで(10年間)

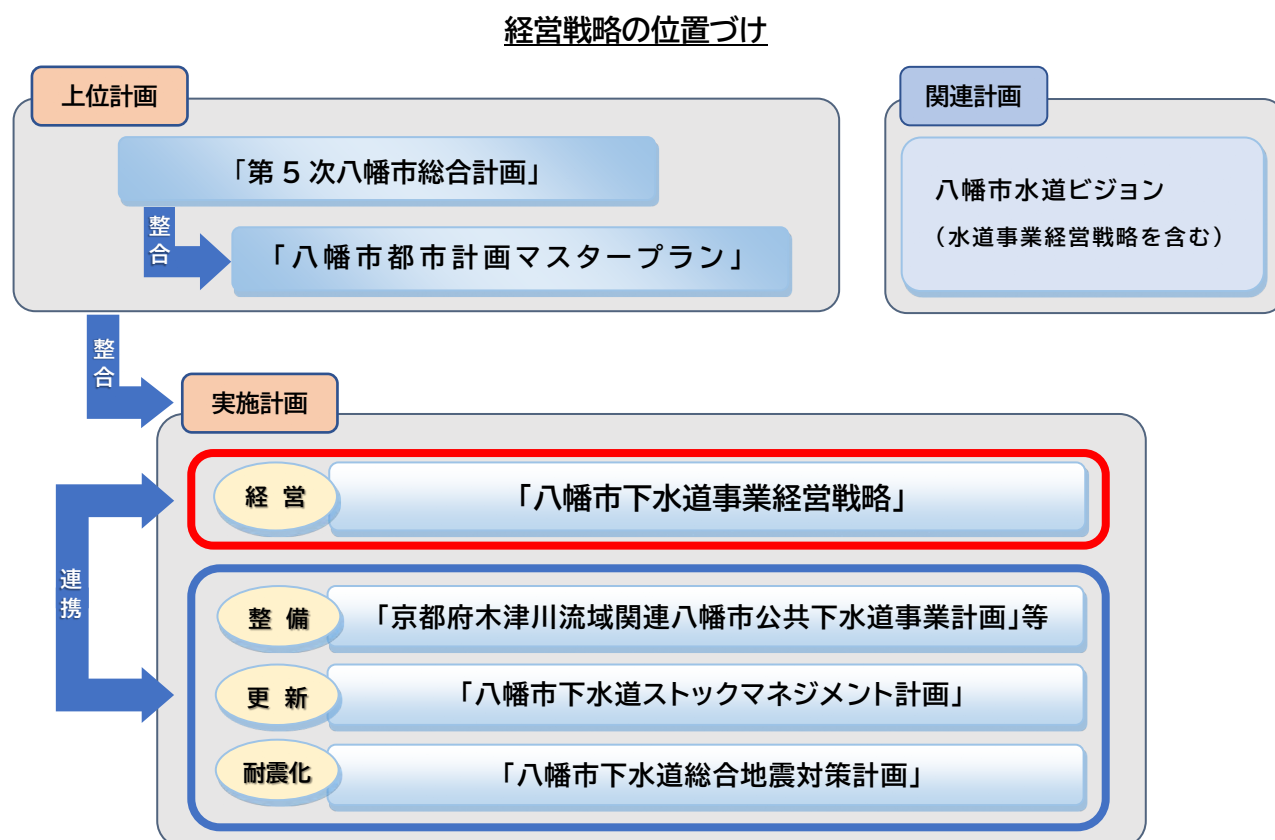
計画の中間年度である令和11年度には事業の進捗状況等について点検・評価し、計画を見直します。



3. 経営戦略の位置づけ

八幡市の下水道事業は、「第 5 次八幡市総合計画」を上位計画とし、長期的・継続的な視点に立ったまちづくりに対する将来ビジョンとしての役割をもつ「八幡市都市計画マスタープラン」の方向性を踏まえ、整備や更新、耐震化等に関する計画を定めています。

八幡市下水道事業経営戦略は整備や更新、耐震化等に関する計画の内容と連携し、下水道事業のより一層の経営基盤の強化のため、中長期的な経営計画として策定するものです。



【参考】

水道事業の基本計画である、八幡市水道ビジョン(水道事業経営戦略を含む)は、令和 7 年度に改定を予定

第 2 章 下水道事業の現状

1. 下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業の現況

供用開始年月日	昭和 47 年 3 月 10 日	法適（全部適用・一部適用） ・非適の区分	全部適用 (平成 28 年 4 月 1 日)
処理区域内人口密度	60.1 人／ha （令和 6 年 3 月 31 日現在）		
流域下水道等への 接続の有無	接続先 ・木津川流域下水道（洛南浄化センター） ・淀川左岸流域下水道（渚水みらいセンター） ・京都市公共下水道（伏見水環境保全センター）		
処理区数	3 地区（洛南処理区・八幡西部処理区・伏見処理区）		
処理場数	なし		

(2) 八幡市公共下水道計画概要(汚水)と現況

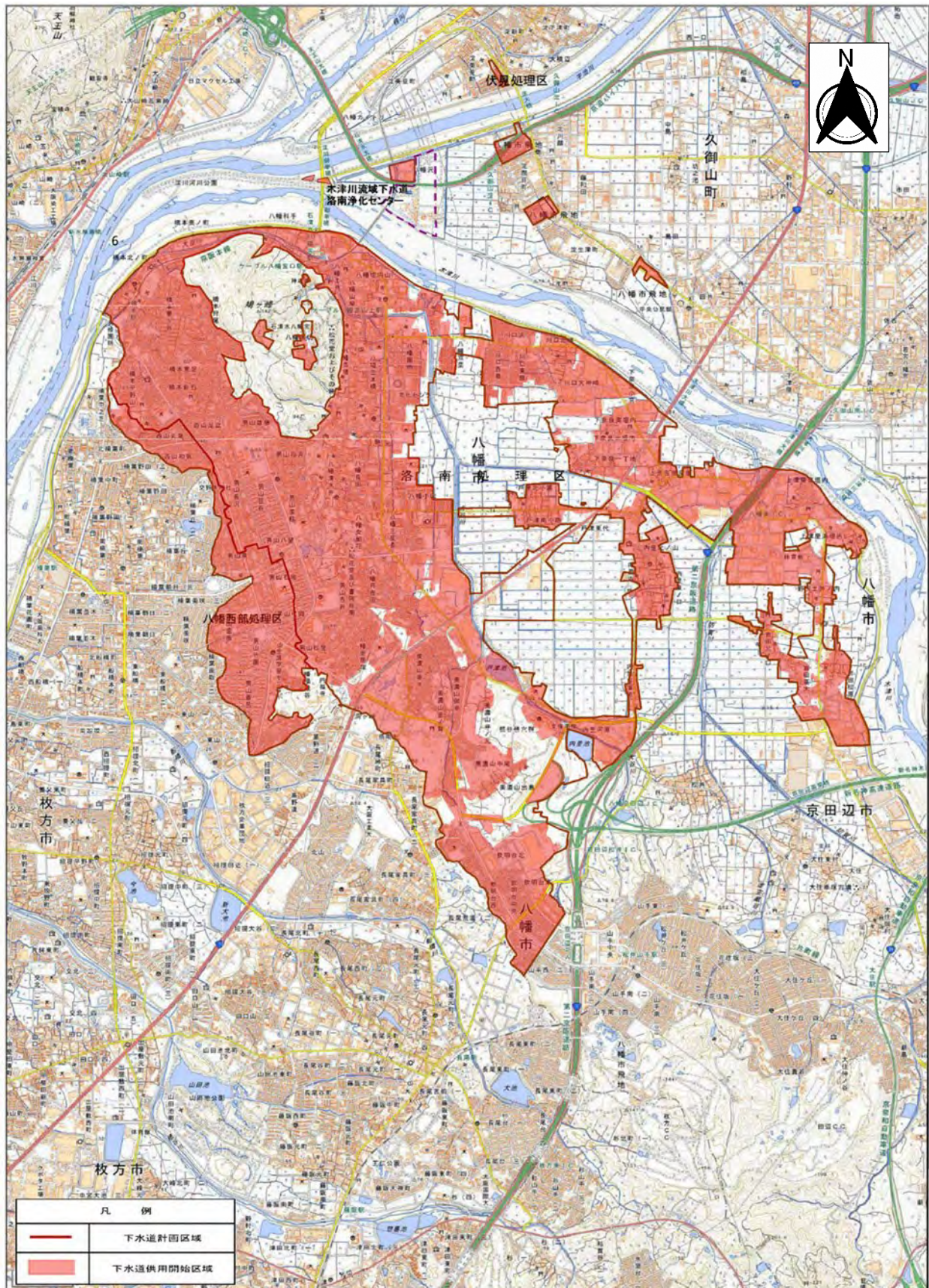
令和 6 年 3 月 31 日現在

項目		処理区	単位	木津川流域関連 洛南処理区	八幡西部処理区	伏見処理区	市全体
全体計画	計画面積		ha	1,385	117	1	1,503
	計画人口		人	58,875	12,200	120	71,195
	計画汚水量(日最大)		m ³ /日	33,100	6,369	61	39,530
	計画事業年度			昭和 51 年度～ 令和 12 年度	昭和 46 年度～ 令和 7 年度	平成 3 年度～ 令和 7 年度	
	計画事業費		百万円	28,470	3,559	-	32,029
計画決定	年月日(当初)			昭和 51 年 11 月 30 日	昭和 47 年 1 月 6 日	昭和 60 年 8 月 12 日	
	年月日(直近)			平成 28 年 3 月 14 日	平成 26 年 12 月 15 日	昭和 60 年 8 月 12 日	
	計画面積		ha	1,173	117	1	1,291
事業計画	年月日(当初)※			昭和 52 年 2 月 15 日	昭和 47 年 3 月 8 日	平成 3 年 7 月 9 日	
	年月日(直近)			令和 2 年 3 月 2 日	平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年 10 月 5 日	
	計画面積		ha	1,217	117	1	1,335
	計画人口		人	58,943	12,400	130	71,473
	計画汚水量(日最大)		m ³ /日	30,000	6,473	66	36,539
	主要な管渠延長		m	19,240	350	-	19,590
	事業期間			～令和 7 年 3 月 31 日	～令和 7 年 3 月 31 日	～令和 7 年 3 月 31 日	
	計画事業費		百万円	25,040	3,559	218	28,817
現況	行政人口(A)		人	57,140	11,687	142	68,969
	世帯数		世帯	27,668	6,396	66	34,130
	行政面積		ha	-	-	-	2,435
	市街化区域面積		ha	920.3	117.0	1.0	1,038.3
	排除方式			分 流 式	分 流 式	分 流 式	
	処理方式			木津川流域 下水道に流入	淀川左岸流域 下水道に流入	京都市公共 下水道に流入	

※ 下水道法に基づく事業認可

八幡市下水道供用開始区域(汚水)

令和 6 年 3 月 31 日現在



(3) 八幡市公共下水道計画概要（雨水）

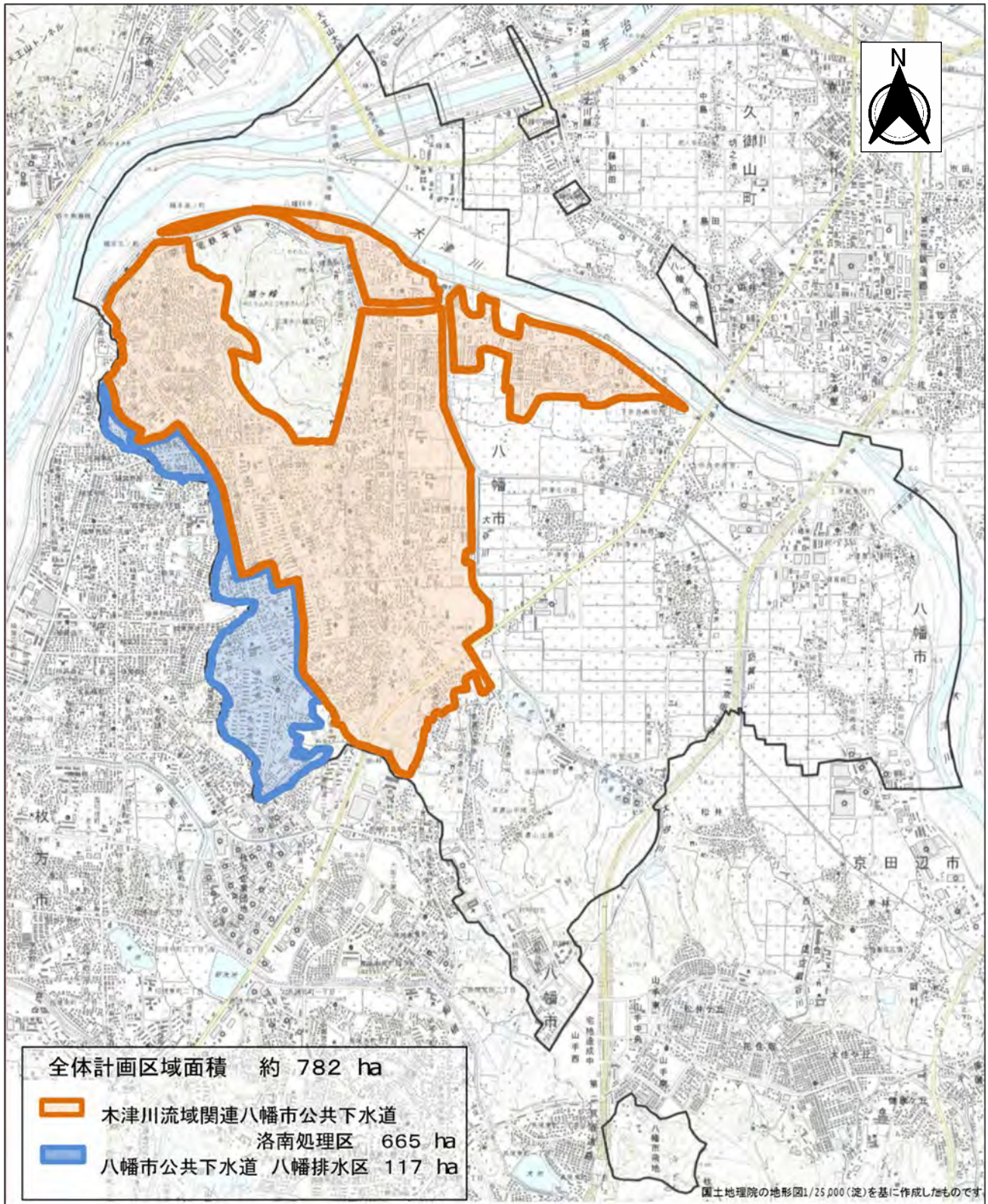
令和 6 年 3 月 31 日現在

項目 \ 処理区		単位	木津川流域関連 洛南処理区	八幡排水区	市全体
全 体 計 画	計画面積	ha	665	117	782
	計画事業年度		昭和 27 年度～ 令和 7 年度	昭和 46 年度～ 令和 7 年度	
	計画事業費	百万円	2,749	552	3,301
計 画 決 定	年月日（当初）		昭和 51 年 11 月 30 日	昭和 47 年 1 月 6 日	
	年月日（直近）		平成 28 年 3 月 14 日	平成 26 年 12 月 15 日	
	計画面積	ha	665	117	782
事 業 計 画	年月日（当初）※		昭和 52 年 2 月 15 日	昭和 47 年 3 月 8 日	
	年月日（直近）		令和 2 年 3 月 2 日	平成 30 年 10 月 5 日	
	計画面積	ha	665	117	782
	事業期間		～令和 7 年 3 月 31 日	～令和 7 年 3 月 31 日	
	計画事業費	百万円	2,172	552	2,724

※ 下水道法に基づく事業認可

八幡市下水道計画区域図(雨水)

令和 6 年 3 月 31 日現在

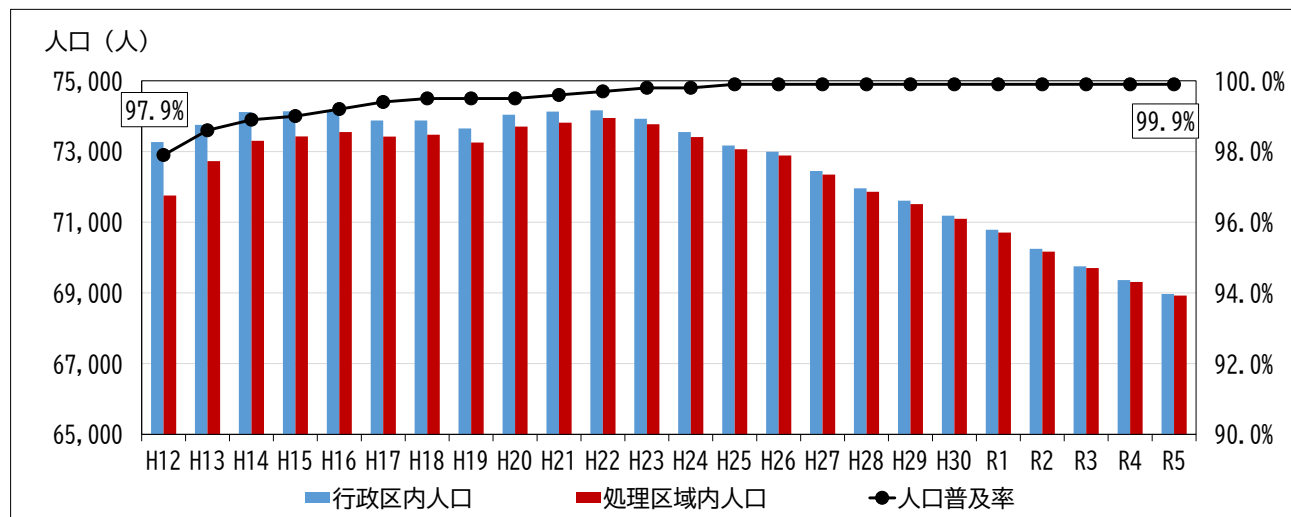


2. 下水道施設

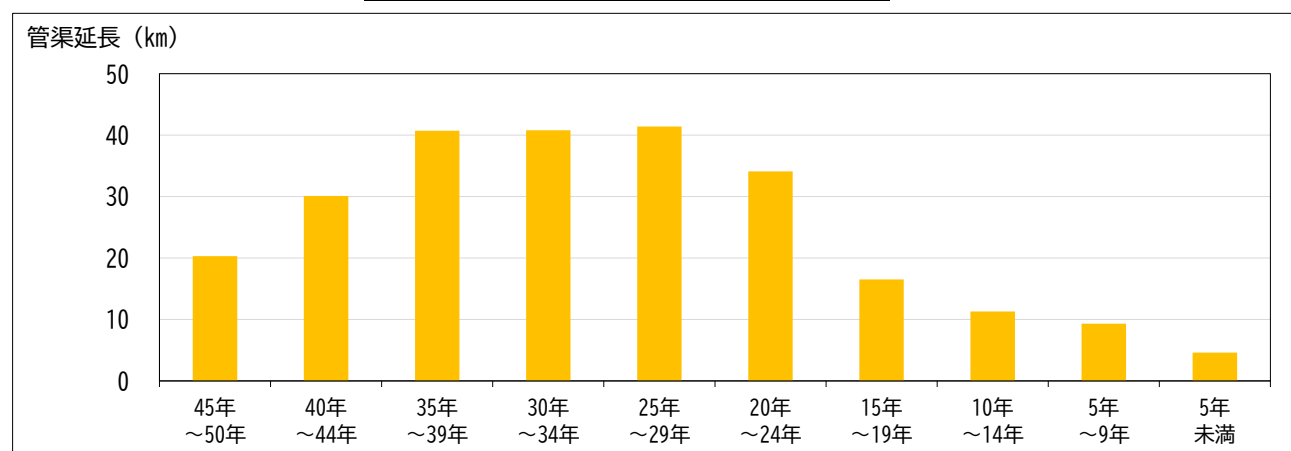
(1) 下水道施設（污水）の状況

主だった集落を形成している地域の下水道整備を完了した後、引き続き、周辺地域の点在家屋や工場等への整備を進めています。令和 5 年度末現在、人口普及率は 99.9%となっています。

公共下水道 人口普及率の推移



下水道管渠(污水)の経過年数ごとの延長



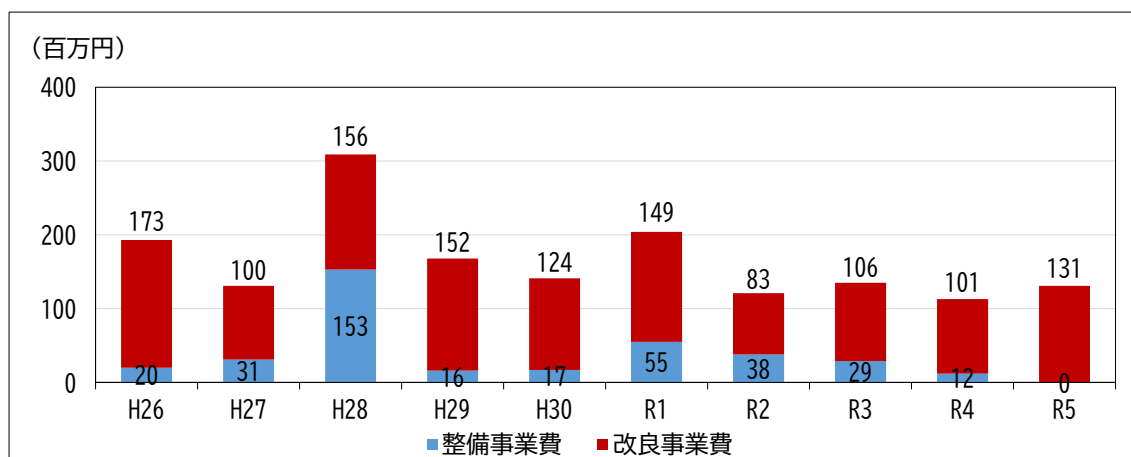
管渠を経過年数別でみると、令和 5 年度末現在、法定耐用年数である 50 年を超過した管渠はありませんが、今後 10 年間で約 2 割の管渠が 50 年を超過するなど、施設の老朽化の進行が見込まれています。下水道施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、八幡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、改築更新工事を行っています。

また、下水道施設の耐震化を図るため、八幡市下水道総合地震対策計画に基づき、優先度の高い路線から順番に対策を実施しており、現在は、八幡市地域防災計画における指定避難所からの排水を受ける管路施設等を対象として、工事を順次進めています。

近年の主な建設事業

- ・管渠布設工事(下奈良地区【R3・R6 実施】、八幡長町地区等【R4 実施】)
- ・管渠改築工事(八幡地区【R4・R5 実施】、美濃山地区等【R5 実施】)
- ・管路施設耐震化工事(八幡地区・男山地区等【R5 実施】)

污水建設事業費の推移



(2) 下水道施設（雨水）の状況

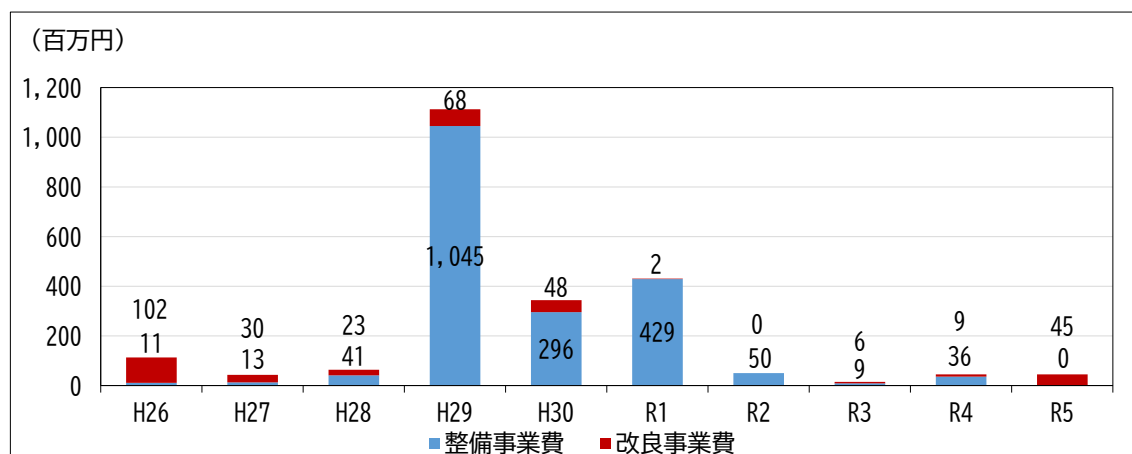
昭和 40 年代、浸水被害の解消を目的として都市下水路の整備に着手した後、男山団地造成に伴い、市西部の八幡排水区において、雨水管の整備が行われました。近年は、経年化の進んだ管渠の長寿命化工事を行っています。

また、多発する局地的豪雨等による浸水被害の軽減対策を行うため、平成 26 年度、八幡市公共下水道事業雨水排水計画を策定し、雨水地下貯留施設の整備や排水路改修等を実施しています。なお、雨水事業は、公費負担の原則により、全額を一般会計繰入金や国庫補助金を財源としています。

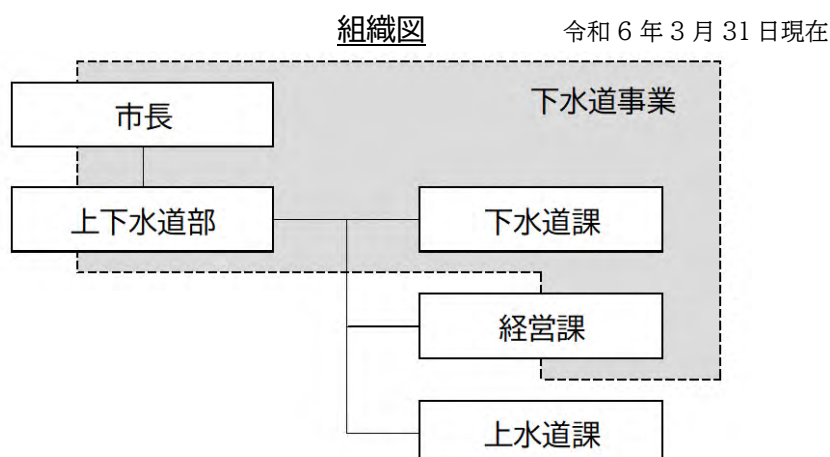
近年の主な建設事業

- ・雨水地下貯留施設設置(あさかぜ公園【H29 実施】、市民防災広場【R1 実施】、吉野遊園【実施中】)
- ・雨水排水管渠布設工事(橋本地区等【R4～6 実施】)

雨水建設事業費の推移



3. 組織



※地方公営企業法第 7 条ただし書きの規定により、管理者を置かないものとしています。

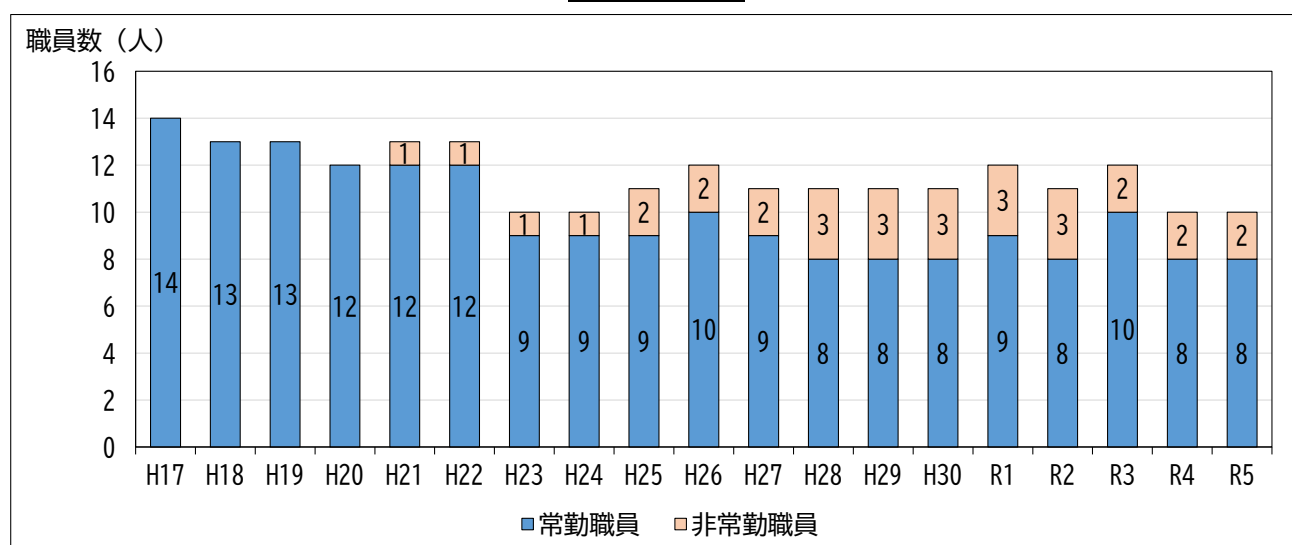
下水道事業会計職員数 令和 6 年 3 月 31 日現在

	常勤		非常勤	合計
	職員	再任用職員	会計年度任用職員	
下水道課	6 人	0 人	1 人	7 人
経営課（下水道担当）	2 人	0 人	1 人	3 人
合計	8 人	0 人	2 人	10 人

下水道事業会計に属する常勤の職員数は令和 6 年 3 月 31 日時点で 8 人、会計年度任用職員を合わせると 10 人となります。

※上下水道部長と、経営課長は水道事業会計に計上

職員数の推移



4. 下水道使用料・財政

(1) 下水道使用料

本市の使用料体系は、用途別の使用料体系を採用しており、普通用・浴場用の2区分としています。

普通用については、基本水量に応じた基本料金制と汚水排水量が多くなるのに応じて単価が高くなる逓増従量料金制を設定しています。(基本水量は普通用1ヶ月あたり8 m³)

浴場用については、1 m³あたり30円の均一単価を設定しています。

下水道使用料表

(1 使用月につき、税抜)

用途別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	金額
普通用	8 m ³ 以下	円 700	8 m ³ を超え、10 m ³ 以下の水量について 1 m ³ 当り	円 100
			10 m ³ を超え、20 m ³ 以下の水量について 1 m ³ 当り	140
			20 m ³ を超え、30 m ³ 以下の水量について 1 m ³ 当り	142
			30 m ³ を超え、50 m ³ 以下の水量について 1 m ³ 当り	143
			50 m ³ を超える水量について 1 m ³ 当り	146
浴場用	1 m ³ 当り			30

※集合住宅等については、基本料金及び各水量にそれぞれ戸数を乗じる。

(2) 流域下水道等負担金について（污水）

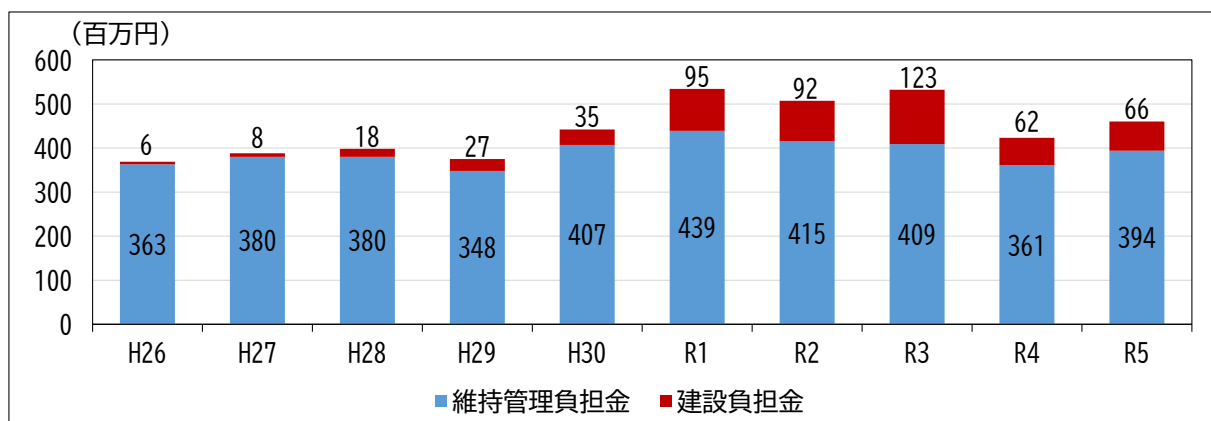
本市の下水道は流域関連公共下水道であり、市単独の処理場を持たないかわりに京都府や大阪府の流域下水道等で污水の処理を行っており、これに係る維持管理費や建設費を負担しています。

①木津川流域下水道(京都府)負担金

木津川流域下水道への負担金の推移については、平成 30 年度より城南衛生管理組合からの本市公共下水道へのし尿投入が開始されたことから、汚水流入量が増加する等の理由で維持管理負担金が増加しています。（これに伴い本市の下水道使用料収益も増加しています。）

また、木津川流域下水道全体での汚水流入量の増加に伴い、処理能力確保のため、洛南浄化センターにおいて施設増設(E 系統)が行われており、建設負担金が増加しています。

木津川流域下水道負担金の推移

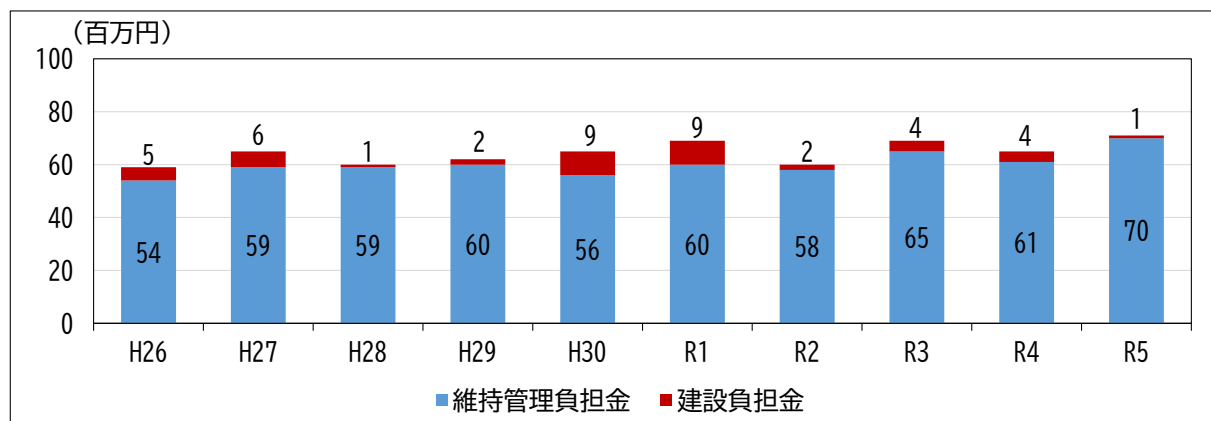


②淀川左岸流域下水道(大阪府)及び枚方市負担金

淀川左岸流域下水道への負担金については、隣接する枚方市を通して支払いを行っています。

また、本市の污水を排水するための枚方市の施設に係る費用についても、一定の割合で費用の負担を行っています。負担金の推移については概ね横ばいとなっていますが、今後施設の老朽化に伴い更新費用等の増加が見込まれます。

淀川左岸流域下水道及び枚方市負担金の推移

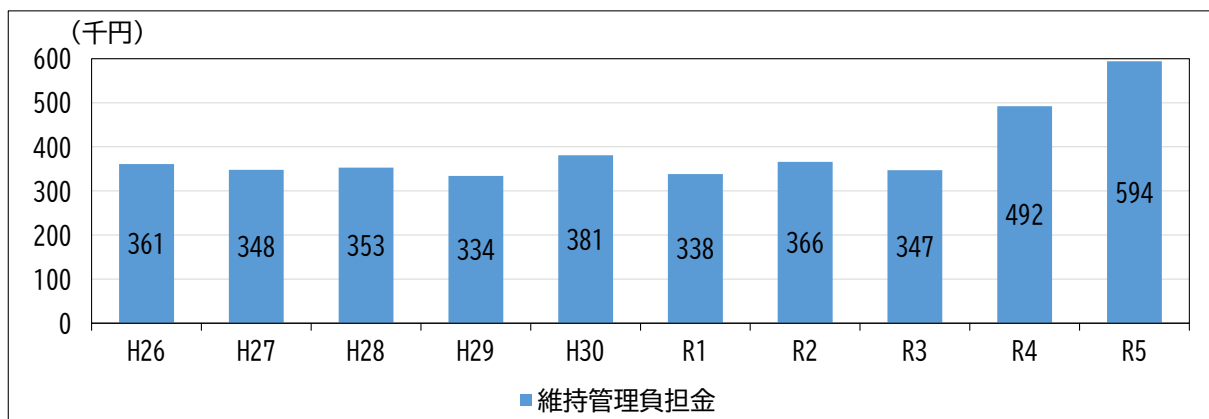


③京都市負担金

本市の飛び地である八幡長町地区等の中には、京都市の伏見水環境保全センターで処理を行っている地域があり、これに係る費用を負担しています。

排水量や負担単価の増加等により、令和 4 年度、令和 5 年度の京都市負担金は増加しています。

京都市負担金の推移

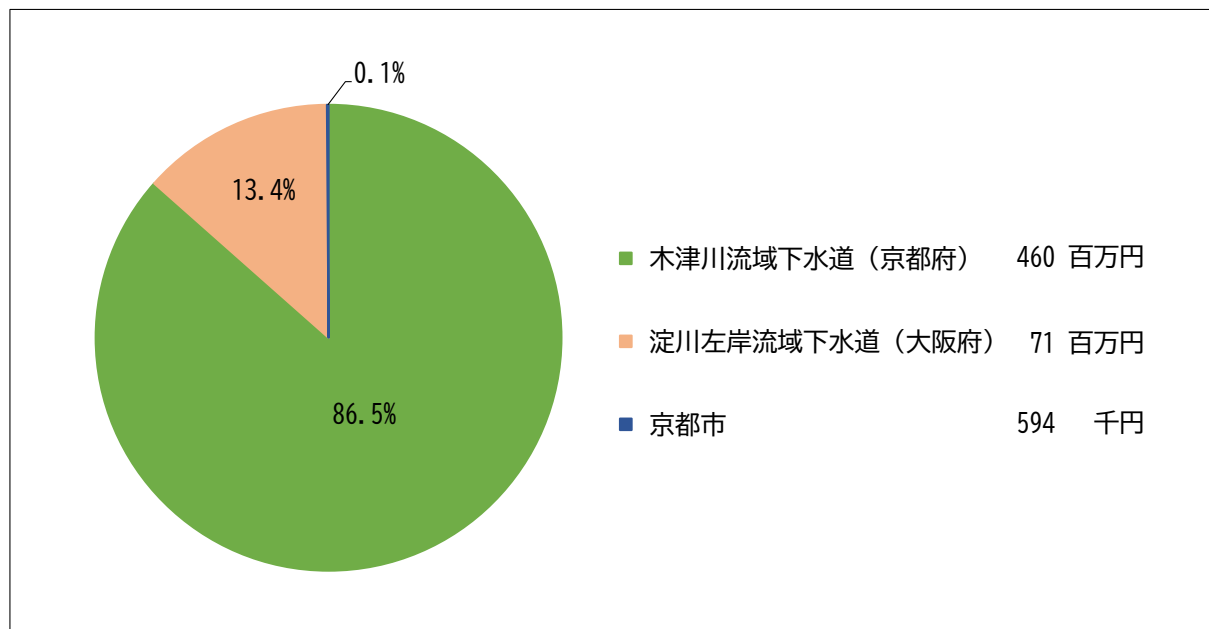


参考：流域下水道別の負担金の割合

流域下水道別の負担金の割合を比較すると、令和 5 年度の金額では以下のとおりです。

木津川流域下水道への負担金の割合が最も大きく、全体の 86.5%を占めています。

令和 5 年度 流域下水道別の負担金の割合



(3) 企業債について

下水道事業の建設改良費等の財源として企業債の借入を行っています。

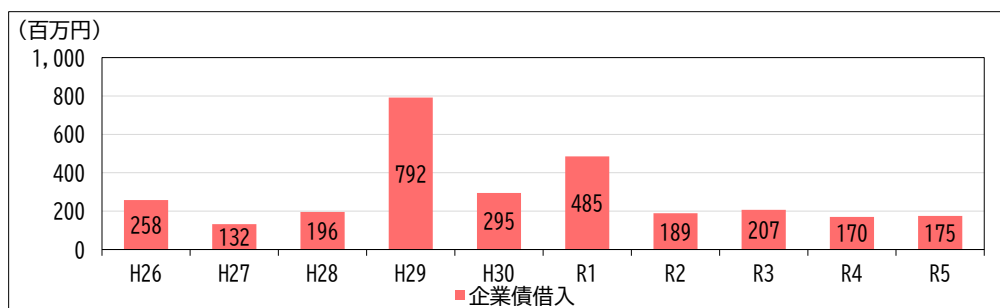
下水道整備が概成してからは、建設整備に係る費用は比較的抑えられていることで、新規借入額は減少傾向にあります。ただし、平成 29 年度から令和元年度にかけては、あさかぜ公園と市民防災広場の雨水地下貯留施設の建設のため、事業費が増加し借入額が増えています。

下水道整備費の規模が大きかった時期に借り入れていた企業債の償還が進んだことや、金利の低下による新規借入分の利率低下により、企業債元利償還金は減少傾向が続いています。

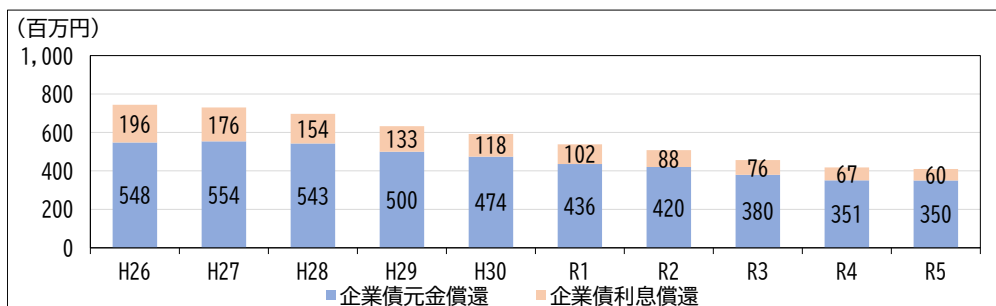
なお、下水道に係る企業債の中には、元利償還等に係る金額の一部について、公費負担分として一般会計から繰入を行うこととされているものがあります。

(例：流域下水道の建設に係る臨時措置分、雨水処理に係る経費等)

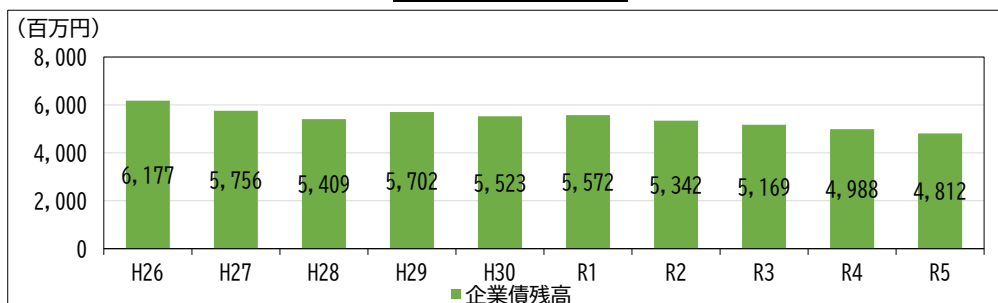
企業債借入額の推移



企業債償還金の推移



企業債残高の推移



(4) 有収水量と使用料収益の推移について

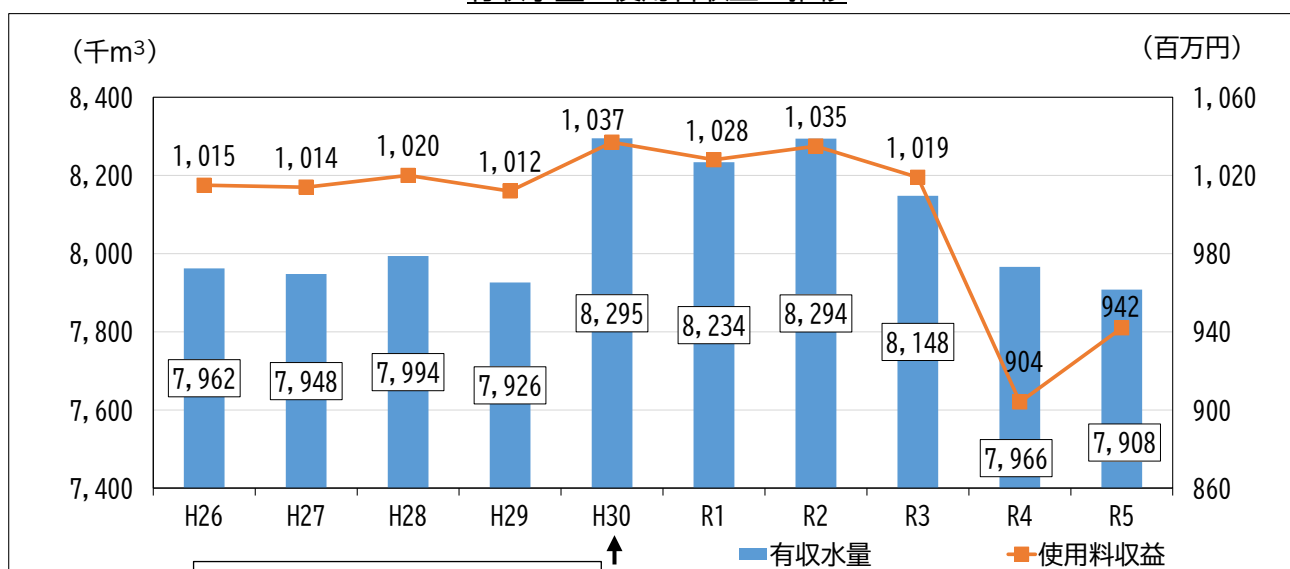
城南衛生管理組合から本市公共下水道へのし尿投入の開始により、平成 30 年度以降しばらくの間、有収水量が増加しています。これに伴い、下水道使用料の値下改定を行いました。

その後、人口減少や節水機器の普及の影響、また城南衛生管理組合へのし尿投入量の減少等により、本市公共下水道の有収水量は減少傾向が続いています。

令和 4 年度には新型コロナウイルス感染症等にかかる支援措置として下水道使用料の減免を実施したことにより、下水道使用料収益が減少しました。

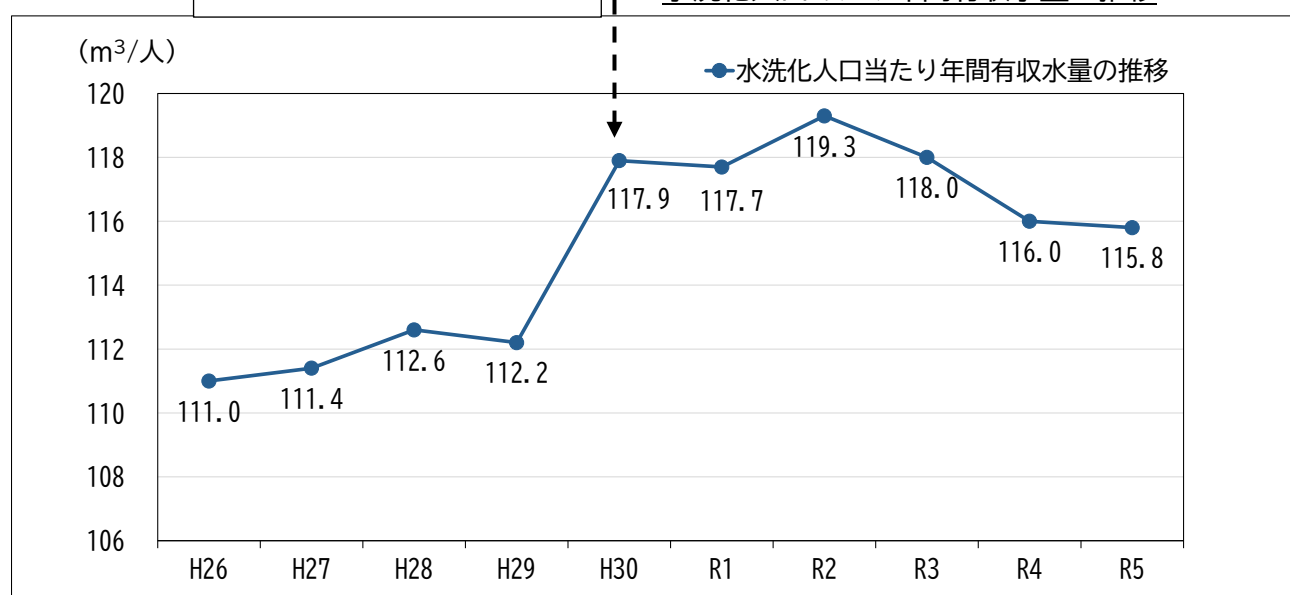
令和 5 年度は、物価高騰対策としての下水道使用料の減免を実施しましたが、減免期間が令和 4 年度より短かったため、前年度より下水道使用料収益は微増となっています。

有収水量と使用料収益の推移



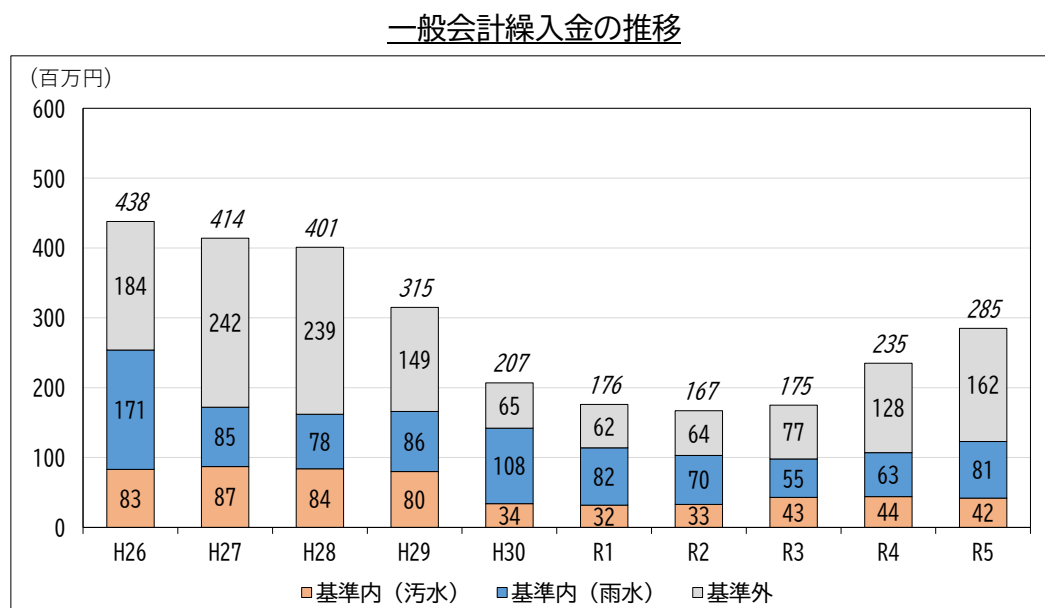
・し尿の下水道投入開始
・下水道使用料の値下改定

水洗化人口あたり年間有収水量の推移



(5) 一般会計繰入金について

下水道事業では、主に雨水に係る経費のほか、国が定める繰入基準に基づく経費について、一般会計から繰入を行っています。基準外繰入金についても、地方交付税算入額を根拠に一部繰入を行っていますが、企業債償還金が年々減少していることに加え、平成 29 年度に繰入額の見直しを行ったことなどにより、基準外繰入金は減少傾向にありました。令和 4 年度、令和 5 年度は、下水道使用料減免の補填等により、基準外繰入が増加しています。今後も、地方公営企業法の原則に基づき、公費で負担すべき経費と、使用料収入で賄うべき経費の区分を明確化する必要があります。



○下水道事業における主な財源

管理運営費の財源イメージ

(経費)	私費負担部分		公費負担部分
	使用料収入	繰出基準に基づかない繰入金	繰出基準に基づく繰入金
(財源)		一般会計繰入金	

<繰入基準の例>

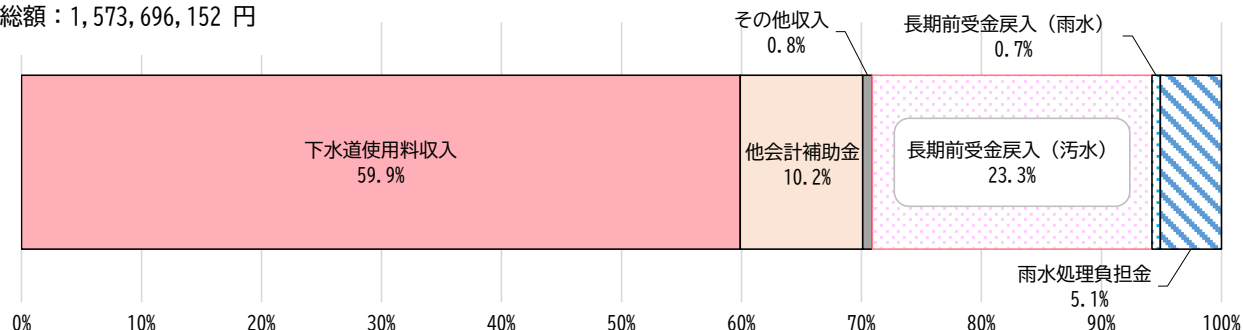
- ・雨水処理に要する経費（雨水施設の維持管理費等）
- ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ・水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ・流域下水道の建設に要する経費（八幡市においては京都府等流域下水道の建設負担金対応分）

(6) 収益と費用の状況について

以下に、令和5年度決算における下水道事業会計の収益と費用の割合を示しています。

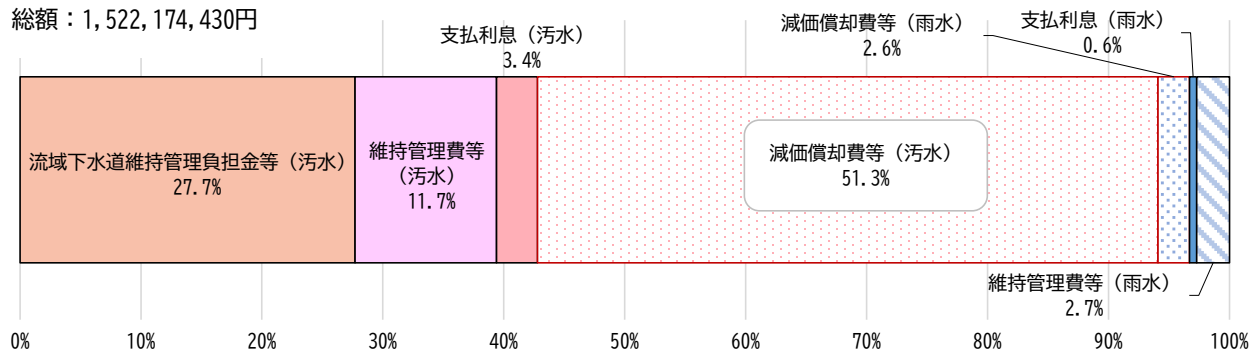
令和5年度 下水道事業収益

総額：1,573,696,152 円



令和5年度 下水道事業費用

総額：1,522,174,430円



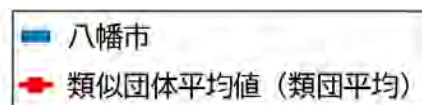
下水道事業費用のうち、最も多くを占めるのが減価償却費等で、全体の53.9%を占めています。これは、資本的支出にて取得した下水道管渠等の固定資産を毎年費用化したもので、現金支出のない費用です。長期前受金戻入は、これら固定資産の財源となった国庫補助金等を収益化したもので、減価償却費等を相殺しています。

流域下水道維持管理負担金等は、費用全体の27.7%となっています。

雨水に係る費用は、下水道事業費用全体の5.9%となっています。これらの費用は全額一般会計繰入金(雨水処理負担金)もしくは長期前受金戻入により補填されています。

5. 経営比較分析表による現状分析と振り返り

平成 30 年度から令和 5 年度の経営比較分析表を以下に示しています。令和 5 年度の類似団体及び全国平均値は令和 6 年 12 月末時点で未公表となっています。



(1) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

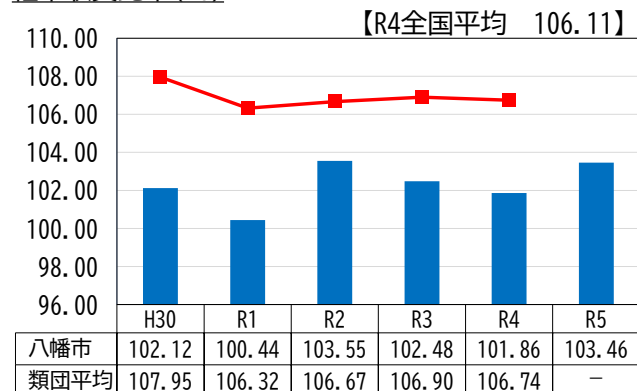
望ましい方向性

【算出式】

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標です。単年度の収支が黒字となる 100% 以上となっていることが必要とされています。

経常収支比率(%)



本市の経常収支比率は、100%を上回っており、経常収益で経常費用を賄うことができます。

ただし今後、人口減少等を背景とした有収水量減により下水道使用料収益は減少傾向にあり、経常収支比率は下がっていく見込みです。一般会計繰入金(基準外繰入金)に頼らず経常収支比率 100%以上を維持する方法として、今後使用料単価の見直しを検討する必要があります。

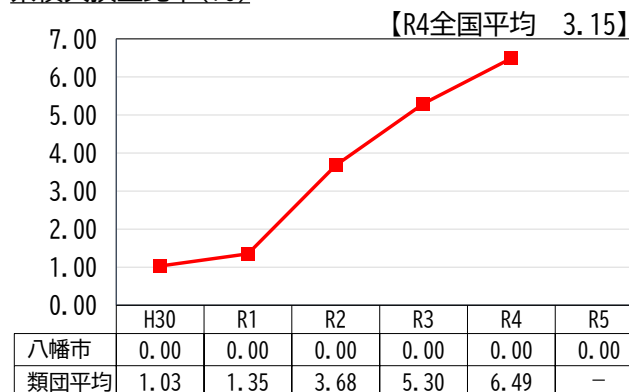
② 累積欠損金比率(%)

望ましい方向性

【算出式】

$$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

累積欠損金比率(%)



営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。

現在、本市では累積欠損金は発生していません。

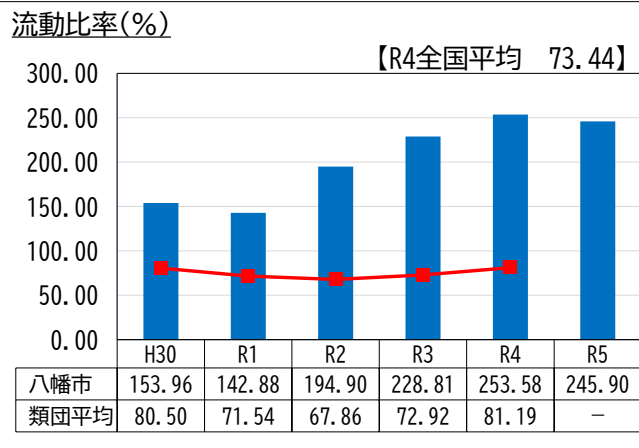
③流動比率(%)

望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務(企業債や未払金等)に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100%以上であることが必要とされています。



本市の流動比率は増加傾向にあり、類似団体や全国平均よりも高い水準にあります。

これは主に、企業債の償還が進み、1年内償還予定の企業債(流動負債)が減少傾向にあること、企業債償還額の減少に伴い現金預金(流動資産)が増加傾向にあることによります。

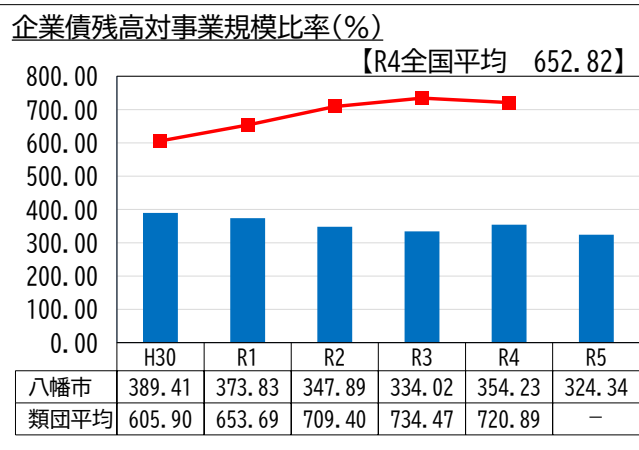
④企業債残高対事業規模比率(%)

望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。この比率が大きいほど、企業債の残高が大きいこととなるため、投資規模や使用料が適正であるか分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。



本市の企業債残高対事業規模比率は、類似団体や全国平均よりも低い水準にあり、減少傾向にあります。

これは主に、建設費が大きかった時期の企業債償還が進み、企業債発行額よりも企業債償還額が大きく、企業債残高が減少していることによります。雨水事業に係る借入分は、一般会計(公費)負担となるため、数値から除かれています。

⑤経費回収率(%)

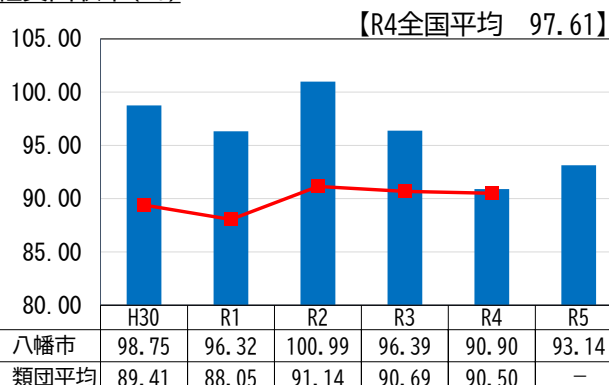
望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価する指標となります。使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要となります。

経費回収率(%)



本市では、令和 4 年度、令和 5 年度はそれぞれ下水道使用料の減免を行っており、下水道使用料が減少したことにより、経費回収率が低くなっています。減免分を加算した場合の経費回収率は、令和 4 年度が 99.92%、令和 5 年度が 97.58%となります。

ただし、人口減少等を背景として有収水量、下水道使用料収益は減少傾向にあります。使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄える状態である経費回収率 100%を維持するためには、今後使用料単価の見直しを検討する必要があります。

⑥污水处理原価(円)

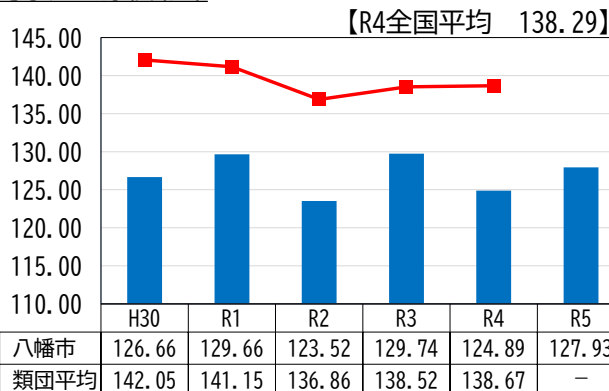
望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{污水处理原価} = \frac{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量 1 m³当たりの污水处理に要した費用であり、污水資本費・污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標です。

污水处理原価(円)



本市の污水处理原価は、類似団体よりも低い水準にあります。平成 30 年度はし尿処理施設からの公共下水道へのし尿投入により有収水量が増加したことで処理原価が低下しましたが、将来的には人口減少に伴う有収水量の減少により、処理原価が増加していく見通しとなります。今後、効率的な污水处理が実施されているか分析し、污水处理に係るコスト削減に取り組む必要があります。

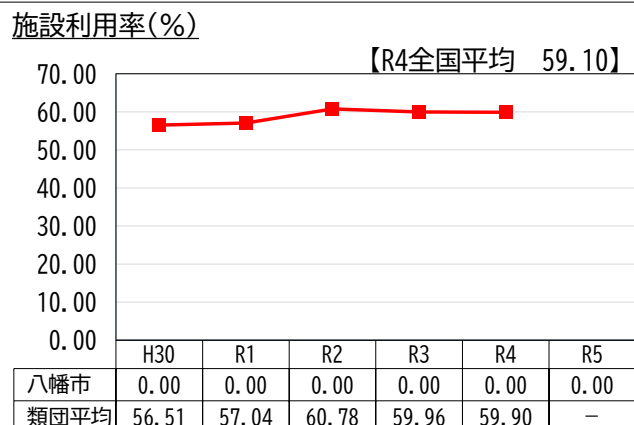
⑦施設利用率(%)

望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望ましいとされています。



本市は、処理施設を保有していないため、当該指標は該当なしとなります。(京都府の木津川流域下水道、大阪府の淀川左岸流域下水道等で処理)

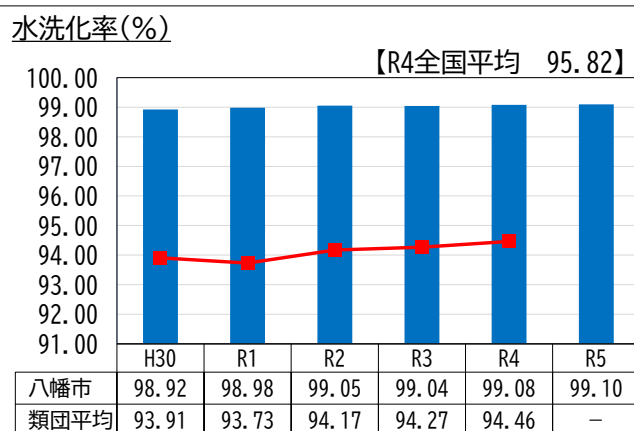
⑧水洗化率(%)

望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされます。



本市の水洗化率は令和 5 年度末時点で 99.10%であり、類似団体平均や全国平均よりも高い水準にあります。公共用水域の水質保全や、使用料収入の確保等の観点から、水洗化率向上に向けた取組は引き続き必要です。

(2) 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

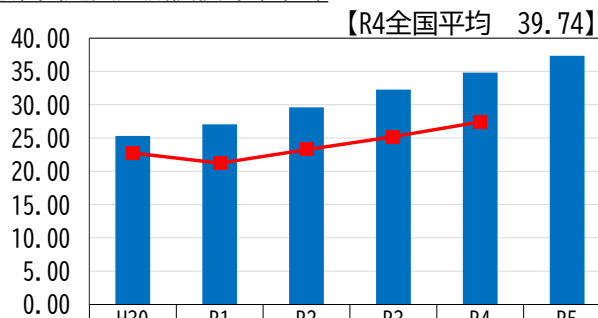
望ましい方向性 ↓

【算出式】

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

有形固定資産減価償却率(%)



管渠の老朽化により、有形固定資産減価償却率は年々増加しており、新規の下水道管渠の布設が減少する一方で、管渠の老朽化対策としての改築更新の需要が高まっています。そのため、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の効果的な維持管理や更新を行っていく必要があります。

②管渠老朽化率(%)

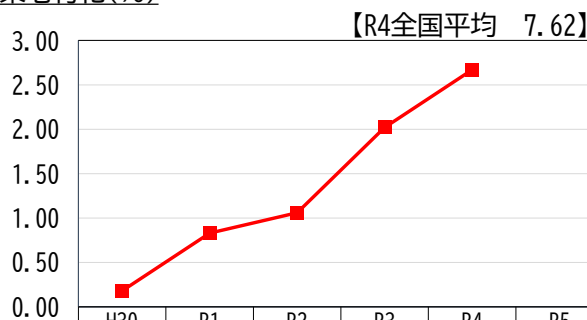
望ましい方向性 ↓

【算出式】

$$\text{管渠老朽化率} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管渠延長割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

管渠老朽化(%)



本市では、法定耐用年数を経過している下水道管渠はありませんが、将来の更新需要に備える必要があります。

※下水道布設延長については、汚水管渠と雨水管渠の合計

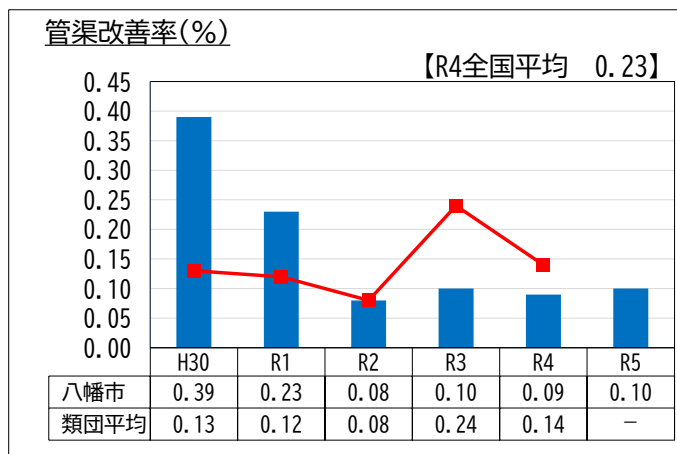
③管渠改善率(%)

望ましい方向性 

【算出式】

$$\text{管渠改善率} = \frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。



本市では、平成 30 年度、令和元年度は、男山地区において、集中的に改善を実施したことにより管渠改善率が高くなっています。

令和 2 年度からは、ストックマネジメント計画に基づき、改善が必要な管渠については、適切に改善を行っています。

令和 5 年度末時点では、法定耐用年数である 50 年を超過した管渠はありませんが、今後 10 年間で、管渠の約 2 割が法定耐用年数を経過し、更新を要する管渠の増加が想定されます。引き続き管渠改善を計画的に実施する必要があります。

※下水道布設延長については、污水管渠と雨水管渠の合計

※管渠改善率は、改善が必要な管渠が少なければ改善率は低くなります。そのため、類似団体の平均も各市の状況により改善率に差が出る場合があります。

(3) 前回の経営戦略策定時（令和 3 年 3 月、指標最新値は平成 30 年度）以降の振り返り

平成 30 年度の経常収支比率は、102.12%と 100%を超えており、その後も 100%以上を継続できるよう、事業の健全運営を進めてきました。令和 5 年度の経常収支比率は 103.46%で依然として 100%以上を維持できています。

一方、平成 30 年度の経費回収率は 98.75%と 100%を下回っていました。経費回収率 100%以上となるよう、効率的な事業運営を進め、令和 2 年度には 100.99%と 100%以上を達成できたものの、その後は 100%未満となり、令和 5 年度の経費回収率は 97.58%（減免調整後）となっています。

経費回収率が低下した主な要因は、人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減により、下水道使用料が減少したことによります。減価償却費や修繕費、支払利息等は減少したものの、物価高騰等を背景とする委託料等の増加により、下水道使用料の減少をカバーできるだけの費用減少には至りませんでした。

このような要因に加え、今後、管路施設の老朽化や物価上昇等により、前回の経営戦略策定時以上に厳しい経営環境となることが想定され、更なる経営健全化への取組が必要です。

第3章 重点取組と効率化・経営健全化の取組

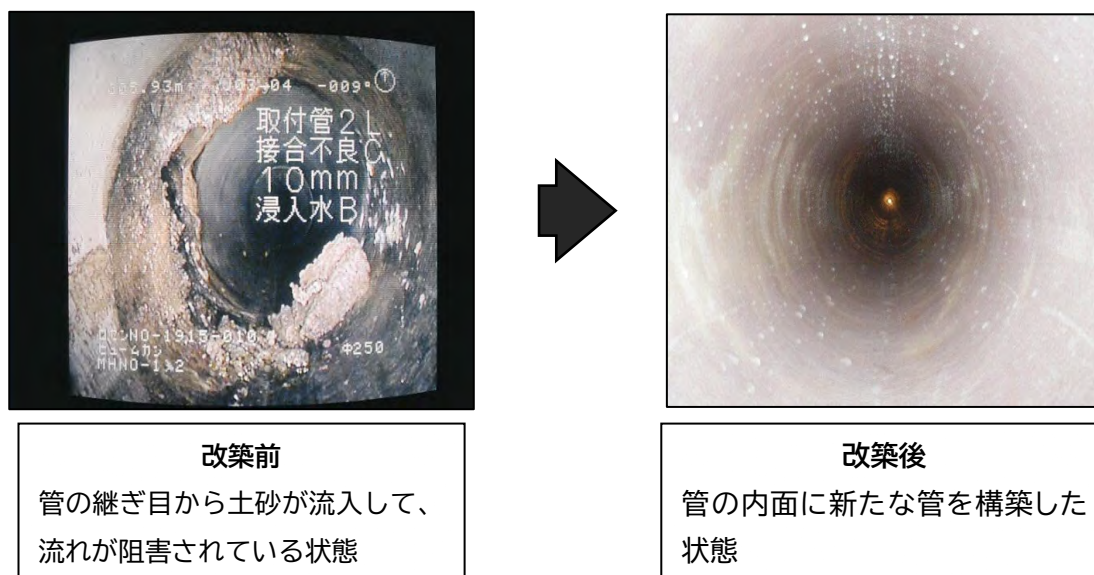
1. 課題と重点取組

(1) 持続可能な下水道事業のための施設の改築・耐震化

本市では、今後10年間に於いて、管渠の約2割の経過年数が法定耐用年数である50年を超過するなど、老朽化の進行が見込まれています。管渠の更新需要の増加に対応するため、八幡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、管種に応じて目標耐用年数を定め、計画的に点検調査を行うことにより、更新費の節減を図りながら、問題のある管路施設を早期に発見し、効率的な改築を実施します。

また、地震により下水道施設が被災すると、トイレの使用が制限されるなど、公衆衛生や社会活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施設の耐震化が求められています。八幡市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールと管渠の接続部に柔軟性を持たせる工事等を実施します。

管渠改築前後の状況



(2) サービスの安定供給のための人材確保や広域連携等

下水道施設の整備・改築・耐震化等を実施し、適切な維持管理を行うためには、人材の確保が必要です。事業量に応じて必要な職員を確保するとともに、研修会への参加等により、職員の資質の向上に努めます。

また、都道府県構想(京都府水環境構想 2022)において広域化・共同化計画が策定され、広域化・共同化メニューとして、各種連携項目が選定されています。本市で該当する、維持管理や人材育成の共同化等に関する項目について、京都府・他市町等との連携を進めるほか、サービスの安定供給のために有効な手法について、ウォーターPPPを含めた官民連携等の検討も行っています。

（３）健全な財政運営の維持に向けた経費回収率の向上

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率は、100%以上であることが必要とされていますが、本市の令和５年度の数値は93.1%となっています。令和５年度、物価高騰対策として下水道使用料の減免を実施しており、減免した料金は下水道使用料として算入されないことから、この分を加算して経費回収率を算出した場合は、97.6%となります。

本市の水洗化率は100%に近く、既に市民の多くが下水道を使用している中、市の人口減少等に伴い、有収水量とともに下水道使用料が減少していくと見込んでいます。

健全な財政運営を維持するため、経費回収率の向上に向け、経費削減に取り組むとともに、使用料の見直しを検討する必要があります。

2. 効率化・経営健全化等の取組

持続可能な事業運営のため、重点取組に加え実施していく取組や、これまで実施してきた取組は、次のとおりです。

○水洗化促進

未水洗家屋の現地訪問調査を行い、水洗化への啓発活動を実施しているほか、水洗化奨励金制度や水洗化融資あっ旋制度の周知により、水洗化率の向上に努めています。

○地方公営企業法の適用

経営・資産等の状況を正確に把握し、弾力的な経営を行うため、地方公営企業法を適用し、民間企業と同様の性質をもつ公営企業会計で経理を行うことが推進されています。

本市では、平成 22 年度に地方公営企業法の一部適用(財務規定)を、また、平成 28 年度に全部適用を行っています。

○窓口、検針徴収、開閉栓業務の民間委託(水道事業)

下水道使用料の賦課・徴収等は、本市水道事業に委託し、水道料金と一括して実施しています。委託先の水道事業においては、平成 26 年度から、業務の包括的な民間委託を行い、業務全体の効率化や使用料徴収率の向上を図っています。

○補助金等の活用による財源確保

下水道施設の建設改良等においては、国土交通省による交付金制度である社会資本整備総合交付金を活用して事業を行っています。

○経営戦略の策定等におけるパブリックコメントの実施

経営戦略の策定・見直し等においては、市民の意見を募集するパブリックコメントを実施し、必要な反映を行います。

○ホームページや広報紙による情報公開

下水道事業の決算状況や社会資本整備計画について、市のホームページや広報紙により、情報を開示します。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画の策定にあたって

（1）投資について

○未普及対策事業

人口普及率が 99.9%に達している中、一部の未普及地域について、他事業との随伴施工等により、合理的な未普及解消を図ることとしています。現在進められている、戸津地区等における国道 1 号歩道整備に伴う下水道整備費用、京都府事業である都市計画道路の八幡田辺線・内里高野道線の整備等に伴う下水道整備費用等を計上しています。

○浸水対策事業

概ね 10 年に 1 回規模の降雨に対し浸水被害を軽減するための対策として、雨水地下貯留施設整備や排水路改修を進めています。令和 6 年度時点で計画している吉野遊園雨水地下貯留施設等の建設費用等を計上しています。

○【重点取組関連】改築・長寿命化事業

令和 6 年度策定の八幡市下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査及び調査結果に基づく下水道管路施設の修繕・改築に係る設計・工事費用を計上しています。

○【重点取組関連】地震対策事業

令和 6 年度策定の八幡市下水道総合地震対策計画に基づき、下水道管路の耐震診断や設計、耐震化工事に係る費用を計上しています。

○流域下水道建設負担金

京都府の木津川流域下水道や大阪府の淀川左岸流域下水道について、令和 6 年 8 月時点で示されている計画や負担率等に基づき、建設負担金を推計しています。

(2) 財源について

○【重点取組関連】下水道使用料

直近 5 年間の人口の減少率をもとに水洗化人口を推計したうえで、重点取組で示した経費回収率向上に向け、本経営戦略の計画期間内において使用料改定を検討するものとして算定しています。

○国庫補助金

投資計画の事業のうち、社会資本整備総合交付金の対象となるものについて、補助率を乗じて算出しています。

○一般会計繰入金

各繰入基準の経費の実績に基づいた推計と、今後の下水道事業にかかる地方交付税算入額の見込値を基に算出しています。

○企業債

資金の平準化や負担の世代間の公平性に鑑み、借入を行うこととしています。今後、管渠改築や耐震化・浸水対策事業の実施について、国庫補助金を財源とする部分を除くと、大部分は企業債を財源とする計画としており、新規発行額が概ね増加する見込みです。

(3) 投資以外の経費について

○流域下水道維持管理負担金

京都府の木津川流域下水道維持管理負担金については、現行単価と処理水量(予測値)をベースとして推計・算出しています。

大阪府の淀川左岸流域下水道維持管理負担金については、流域下水道中期計画値や想定する負担率をベースとして推計しています。

○委託料

下水道使用料賦課・徴収等に係る水道事業への委託料や計画策定に係る委託料等について、実績等を踏まえて推計しています。

○修繕費

人孔蓋取替工事や取付管布設工事、改築や耐震化に伴う修繕工事等について、実績等を踏まえて推計しています。

○職員給与費

当面は現状の組織体制での業務執行となるため、過去 3 年間の実績と同等程度としています。

○減価償却費

令和 5 年度末時点の償却資産に今後の投資計画に基づいた投資分を加算して算出しています。

○その他(全体的な事項)

各項目の算出にあたり、昨今の物価上昇トレンドを考慮しています。

2. 投資・財政計画

(1) 収支計画表（収益的収支・税抜）

区 分			年 度	令和5年度 (2023年度) (決 算)	令和6年度 (2024年度) (決 算 見 込)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		1,023,687	1,041,811	1,043,528	1,038,632	1,033,703	
		(1) 下 水 道 使 用 料		942,275	969,562	970,259	964,147	958,077	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	0	
		(3) 雨 水 処 理 負 担 金		80,794	71,264	72,583	73,799	74,940	
		(4) そ の 他		618	985	686	686	686	
	収 入	2. 営 業 外 収 益		549,837	537,142	515,838	497,383	484,080	
		(1) 補 助 金		169,629	165,766	182,785	173,018	168,785	
			他 会 計 補 助 金		160,601	165,536	175,182	162,915	153,682
			そ の 他 補 助 金		9,028	230	7,603	10,103	15,103
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		377,485	370,579	331,588	322,900	313,830	
(3) そ の 他		2,723	797	1,465	1,465	1,465			
収 入 計 (C)			1,573,524	1,578,953	1,559,366	1,536,015	1,517,783		
収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用		1,459,550	1,510,333	1,479,329	1,479,900	1,481,704	
		(1) 職 員 給 与 費		60,528	75,518	60,245	60,245	60,245	
			基 本 給		25,140	24,210	25,120	25,120	25,120
			退 職 給 付 費		0	0	0	0	0
			そ の 他		35,388	51,308	35,125	35,125	35,125
	(2) 経 費		586,415	628,022	643,014	650,196	658,233		
		動 力 費		471	535	540	544	549	
		修 繕 費		24,984	46,441	32,862	36,081	32,891	
		材 料 費		1,631	1,924	1,198	1,216	1,234	
		委 託 料		105,958	106,783	110,535	113,923	125,332	
		流域下水道運営費負担金		417,380	439,048	468,329	468,779	468,469	
		そ の 他		35,991	33,291	29,550	29,653	29,758	
		(3) 減 価 償 却 費		812,607	806,793	776,070	769,459	763,226	
	2. 営 業 外 費 用		61,282	55,635	55,330	53,625	50,737		
	支 出	(1) 支 払 利 息		60,265	55,491	54,431	52,726	49,838	
		(2) そ の 他		1,017	144	899	899	899	
		支 出 計 (D)		1,520,832	1,565,968	1,534,659	1,533,525	1,532,441	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		52,692	12,985	24,707	2,490	△ 14,658			
特 別 利 益 (F)			172	409	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			1,343	11,818	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 1,171	△ 11,409	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			51,521	1,576	24,707	2,490	△ 14,658		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			338,719	340,295	365,002	367,492	352,834		
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)		1,337,973	1,053,454	1,401,775	1,522,640	1,666,751		
	う ち 未 収 金		88,183	226,809	97,026	96,415	95,808		
	流 動 負 債	負 債 (K)	579,985	397,054	445,689	430,570	416,835		
		う ち 建 設 改 良 費 分	328,430	318,371	298,241	281,702	266,377		
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0		
う ち 未 払 金		243,630	72,170	139,523	140,943	142,533			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金の不足額 (L)			0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			1,023,687	1,041,811	1,043,528	1,038,632	1,033,703		
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)			0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (N)			0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)			0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)			1,023,687	1,041,811	1,043,528	1,038,632	1,033,703		
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P) × 100)			0	0	0	0	0		

(単位:千円, %)

令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和16年度 (2034年度) 【使用料を 改定した場合】
1,028,050	1,023,212	1,017,951	1,012,933	1,008,522	1,003,930	999,822	1,109,816
952,037	946,039	940,083	934,156	928,272	922,431	916,618	1,026,612
0	0	0	0	0	0	0	0
75,327	76,487	77,182	78,091	79,564	80,813	82,518	82,518
686	686	686	686	686	686	686	686
464,738	453,025	446,422	425,635	419,315	416,601	397,780	397,780
150,261	144,051	139,726	124,729	119,866	118,525	111,707	111,707
142,658	143,948	129,623	124,626	119,763	118,422	111,604	111,604
7,603	103	10,103	103	103	103	103	103
313,012	307,509	305,231	299,441	297,984	296,611	284,608	284,608
1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
1,492,788	1,476,237	1,464,373	1,438,568	1,427,837	1,420,531	1,397,602	1,507,596
1,481,519	1,454,057	1,481,342	1,449,912	1,442,974	1,451,479	1,425,488	1,425,488
60,245	60,245	60,245	60,245	60,245	60,245	60,245	60,245
25,120	25,120	25,120	25,120	25,120	25,120	25,120	25,120
0	0	0	0	0	0	0	0
35,125	35,125	35,125	35,125	35,125	35,125	35,125	35,125
658,667	635,162	668,414	646,647	643,936	658,238	652,521	652,521
554	558	563	568	573	578	583	583
33,367	33,849	35,339	41,836	37,341	37,853	38,373	38,373
1,253	1,272	1,291	1,310	1,330	1,350	1,370	1,370
123,762	98,213	129,686	101,182	102,699	116,240	105,803	105,803
469,866	471,297	471,453	471,557	471,686	471,795	475,854	475,854
29,865	29,973	30,082	30,194	30,307	30,422	30,538	30,538
762,607	758,650	752,683	743,020	738,793	732,996	712,722	712,722
48,971	47,791	46,377	47,058	47,776	46,930	46,090	46,090
48,072	46,892	45,478	46,159	46,877	46,031	45,191	45,191
899	899	899	899	899	899	899	899
1,530,490	1,501,848	1,527,719	1,496,970	1,490,750	1,498,409	1,471,578	1,471,578
△ 37,702	△ 25,611	△ 63,346	△ 58,402	△ 62,913	△ 77,878	△ 73,976	36,018
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
△ 37,702	△ 25,611	△ 63,346	△ 58,402	△ 62,913	△ 77,878	△ 73,976	36,018
315,132	289,521	226,175	167,773	104,860	26,982	△ 46,994	63,000
1,794,909	1,934,095	2,049,384	2,133,379	2,222,276	2,311,531	2,395,771	2,505,765
95,204	94,604	94,008	93,416	92,827	92,243	91,662	102,661
412,432	405,880	411,093	397,542	396,803	397,122	394,670	394,670
261,905	260,071	258,652	249,472	249,294	246,772	245,482	245,482
0	0	0	0	0	0	0	0
142,602	137,884	144,516	140,145	139,584	142,425	141,263	141,263
0	0	0	0	0	0	4.70	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,028,050	1,023,212	1,017,951	1,012,933	1,008,522	1,003,930	999,822	1,109,816
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,028,050	1,023,212	1,017,951	1,012,933	1,008,522	1,003,930	999,822	1,109,816
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 収支計画表（資本的収支・税込）

年 度 区 分			令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
			(決 算)	(決 算 見 込)			
資本的 収 入 <							

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
		(決 算)	(決 算 見 込)				
収 益 的	収 支 分		241,395	236,800	247,765	236,714	228,622
	う ち 基 準 内 繰 入 金		123,259	113,620	115,350	116,598	117,735
	う ち 基 準 外 繰 入 金		118,136	123,180	132,415	120,116	110,887
資 本 的	収 支 分		44,243	38,700	1,900	0	0
	う ち 基 準 内 繰 入 金		0	0	0	0	0
	う ち 基 準 外 繰 入 金		44,243	38,700	1,900	0	0
合 計			285,638	275,500	249,665	236,714	228,622

(単位:千円)

令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和16年度 (2034年度) 【使用料を 改定した場合】
203,100	238,400	200,400	399,400	386,400	212,400	210,100	210,100
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	74,200	63,000	193,000	195,000	78,000	60,000	60,000
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
280,750	312,600	263,400	592,400	581,400	290,400	270,100	270,100
0	0	0	0	0	0	0	0
280,750	312,600	263,400	592,400	581,400	290,400	270,100	270,100
304,078	338,308	284,856	636,728	626,628	319,557	298,515	298,515
119,778	138,908	124,856	126,728	128,628	130,557	132,515	132,515
266,377	261,905	260,071	258,652	249,472	249,294	246,772	246,772
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
570,455	600,213	544,927	895,380	876,100	568,851	545,287	545,287
289,705	287,613	281,527	302,980	294,700	278,451	275,187	275,187
289,705	287,613	281,527	302,980	294,700	278,451	275,187	275,187
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
289,705	287,613	281,527	302,980	294,700	278,451	275,187	275,187
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,509,216	4,485,711	4,426,040	4,566,788	4,703,716	4,666,822	4,630,150	4,630,150

(単位:千円)

令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和16年度 (2034年度) 【使用料を 改定した場合】
217,985	220,435	206,805	202,717	199,327	199,235	194,122	194,122
117,988	119,179	119,437	120,072	121,369	122,166	123,090	123,090
99,997	101,256	87,368	82,645	77,958	77,069	71,032	71,032
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
217,985	220,435	206,805	202,717	199,327	199,235	194,122	194,122

※資本的収支は、使用料改定の有無で数値の増減は無し。

第5章 経営戦略の事後検証・見直し

1. 事後検証指標

今後の事後検証における指標として、以下のとおり設定し、進捗管理・実績検証を行っていきます。

事後検証における指標		
年度 指標	令和5年度(2023年度) 【実績】	令和16年度(2034年度) 【目標】
①経常収支比率	103.5 %	100.0 %以上
②累積欠損金比率	0 %	0 %
③経費回収率 (減免加算後※)	97.6 %	100.0 %以上

※令和5年度(2023年度)は物価高騰対策として、下水道使用料の減免を実施しています。

この減免では、減額した料金は下水道使用料として算定されないため、経費回収率(下水道使用料÷汚水処理費用)は低くなります。このため、減額した料金を下水道使用料に加算して、令和16年度の目標値と同じ算定条件としています。なお、令和5年度の減額分については、一般会計から補填されています。

2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。経営戦略の進捗を評価するため、中間見直しを令和11年度（2029年度）に実施します。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

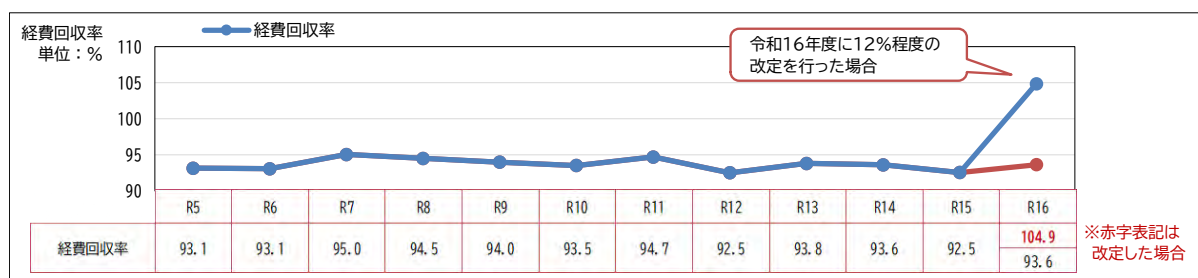
項目 \ 年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間		← 今回の経営戦略の計画期間 →									
経営戦略見直し	見直し	進捗管理・実績検証				見直し	進捗管理・実績検証				見直し
使用料の検討・改定							検討・改定				
ストックマネジメント	→	← 計画・実施 →					← 計画・実施 →				

経費回収率は概ね93%前後で推移していますが、中長期的には減少傾向にあります。また、令和9年度以降損益赤字となり、利益剰余金が減少していき、令和16年度以降は繰越欠損金が生じます。繰越欠損金の発生を防ぐには、令和16年度までに使用料改定等の対策を検討する必要があります。

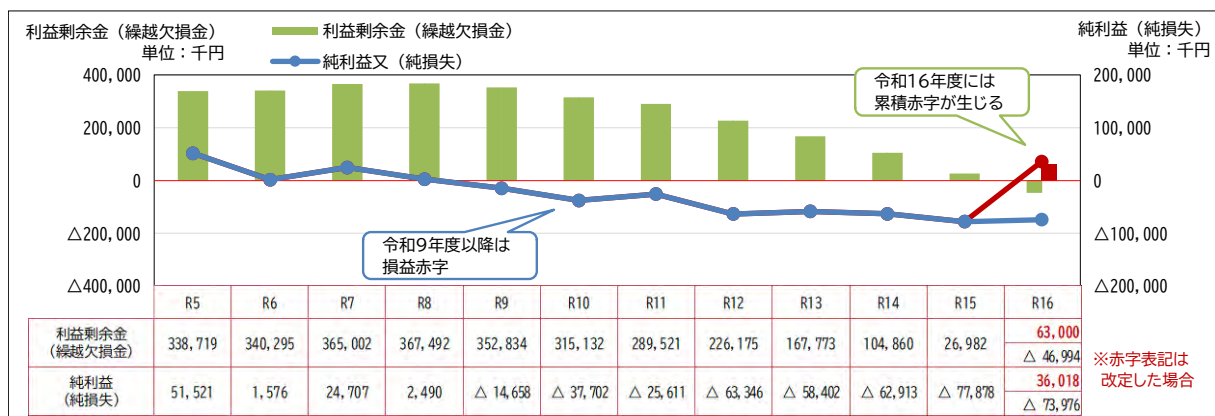
仮に令和16年度までに12%程度の使用料改定を行った場合、本計画の目標値である経費回収率100%を達成し、令和16年度以降、当面の間損益黒字を維持することができますが、使用料については財務状況により、改定が必要となったタイミングで改めて検討を行います。

引き続きストックマネジメント計画に基づき効率的な建設投資による経費削減に向けた取組を進めるとともに、令和16年度までの使用料改定実施を検討し、経費回収率の向上に努めます。

令和16年度に使用料改定を行った場合の経費回収率の見込み



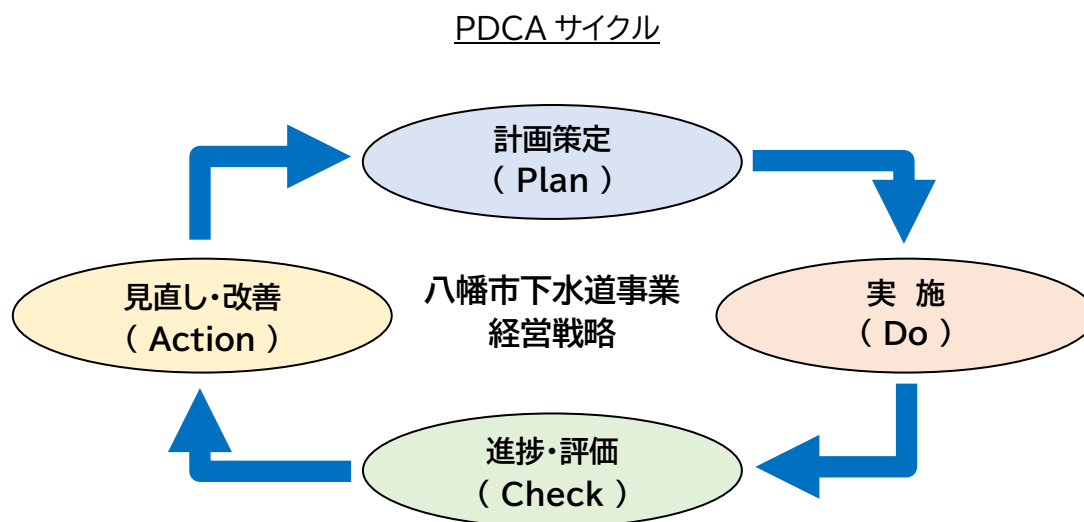
令和16年度に使用料改定を行った場合純利益と利益剰余金の見込み



3. 経営戦略の進捗管理や見直し（PDCAサイクル）

計画の進捗を評価するため、経営戦略の中間見直しを令和11年度(2029年度)に実施します。それまでの期間は、事後検証指標をはじめ、計画と実績の各種比較を毎年行い、施策等の進捗状況を把握し、必要に応じて計画内容の見直しを図ります。

事後検証について、具体的には、投資・財政計画やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させることにより、計画策定(Plan)－実施(Do)－進捗・評価(Check)－見直し・改善(Action)のサイクルで進捗管理や見直しを行っていきます。



【用語集】

＜＜あ行＞＞

ウォーターPPP【Public Private Partnership】

水道、下水道事業の分野における、民間活力を活用した施設の維持・更新にかかる手法です。公共施設等運営事業(コンセッション方式※)に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、管理・更新一体マネジメント方式を含めたものです。

※ コンセッション^{ほうしき}方式

施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定し、利用料金を民間事業者が直接収受して運営を行う方式です。

＜＜か行＞＞

企業債^{きぎやうさい}

地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債(地方公共団体が単年度の会計を超えて行う借入れ)のことです。

経営比較分析表^{けいえいひかくぶんせきひょう}

各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行ったものです。

減価償却費^{げんかしやうきやくひ}

一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値の減少金額です。

《さ行》

しほんてきしゅうし 資本的収支

主として建設改良等に関する収入及び支出のことです。資本的収入には、企業債、国庫補助金等を計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金等を計上します。資本的収入が支出に対して不足する場合には、内部留保資金等の補填財源で補填するものとされています。

しゅうえきてきしゅうし 収益的収支

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のことです。収益的収入には、下水道使用料等の収益を計上し、収益的支出には、下水道サービスに必要な人件費、減価償却費、支払利息等を計上します。

じんこうふた 人孔蓋

管渠内の点検、清掃、換気などのために設けられたマンホールの蓋のことです。

ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築などを実施して、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的として施設資産の管理を行うことです。事業費の平準化やコストの最小化、施設全体の急激な老朽化を未然に防ぐことにつながります。

≪た行≫

ちほうこうえいきぎょう 地方公営企業

地方公共団体が、地域住民の福祉の向上を目的として経営する企業体のことです。

ちょうきまうけきんれいにゆう 長期前受金戻入

固定資産の財源となっている国庫補助金や受贈財産評価額等を毎年収益化したもので、減価償却費等と同時に計上されます。

≪は行≫

ぶんりゅうしきげすいどう 分流式下水道

汚水用管路と雨水用管路を別に埋設し、汚水は処理場へ、雨水は河川等へ放流する下水道の排除方式です。なお、汚水と雨水を同一系統で排除する方式を「合流式下水道」といいます。

ほうていたいようねんすう 法定耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると考えられる推定の年数を耐用年数といいます。法定耐用年数は固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価額とともに必要なものであり、下水道事業等の地方公営企業においては、地方公営企業法施行規則で定められた年数を適用することとされています。

《や行》

有収水量 ゆうしゅうすいりょう

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量のことです。

《ら行》

流域下水道 りゅういきげすいどう

二つ以上の市町村の区域における下水を排除するための広域的な下水道で、終末処理場を有するものです。

累積欠損金 るいせきけつそんきん

営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補填できなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものです。

八幡市下水道事業経営戦略

令和 7 年(2025 年)3 月

八幡市上下水道部

〒614-8037 八幡市八幡高畑 1 番地の 1

電話 075-983-5439(直通)
